

（側方灯及び側方反射器）

第三十五条の二 次の各号に掲げる自動車の両側面には、側方灯又は側方反射器を備えなければならない。

- 一 長さが六メートルを超える普通自動車
 - 二 長さ六メートル以下の普通自動車である牽引自動車
 - 三 長さ六メートル以下の普通自動車である被牽引自動車
 - 四 ポール・トレーラ
- 2 側方灯は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
 - 3 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。
 - 4 側方反射器は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
 - 5 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

（側方灯及び側方反射器）

第48条 側方灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第35条の2第2項の告示で定める基準は、別添61「側方灯の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては別添61「側方灯の技術基準」4.1の規定中「適合するものでなければならない。」とあるのは「適合するものでなければならない。ただし、側方灯の最小光度については4.1.1.で定める最小光度要件の80%値、最大光度については4.1.2.で定める最大光度要件の120%値までであればよい。」と読み替え、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては別添61「側方灯の技術基準」の2.7.、2.8.、3.3.から3.5.、6.1.1.括弧書、6.3.及び別紙1中自動車に取り付けた状態で行う試験に係る規定は適用しないものとし、この場合において、2.2.の規定中「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に垂直な軸線をいう。」とあるのは「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3.7.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはIEC規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはJIS規格C7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の受金形状は、IEC規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類を受金形状データシートを適用する。」と、6.1.1.及び別紙2の3.2.の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 側方灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第35条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第5改訂版5.及び6.(6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。

3 側方反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第35条の2第4項の告示で定める基準は、別添62「側方反射器の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては別添62「側方反射器の技術基準」別紙5の3.1.の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して80%以上の値であること。」と、同別添3.2.の規定中「基準軸（ $V = H = 0^\circ$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸（ $V = H = 0^\circ$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の80%以上の値でなければならない。」と読み替え、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては別添62「側方反射器の技術基準」の1.ただし書、2.16.及

び5.1.後段の規定は適用しないものとし、この場合において、別紙4の2の規定中「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号第5改訂版2.30.」とあるのは、「協定規則第48号第5改訂版2.30.」と読み替えるものとする。

- 4 側方反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第35条の2第5項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第5改訂版5.及び6.（6.19.を除く。）の技術的な要件に定める基準とする。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2011.10.28】〈第一節〉第48条（側方灯及び側方反射器）

（側方灯及び側方反射器）

第126条 側方灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第35条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、側方灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

- 一 側方灯は、夜間側方150mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、光源が3W以上30W以下で照明部の大きさが10cm²以上であり、かつ、その機能が正常である側方灯は、この基準に適合するものとする。
- 二 側方灯の灯光の色は、^{とう}橙色であること。ただし、後部に備える側方灯であって尾灯、後部上側端灯、後部雾灯、制動灯又は後部反射器と構造上一体となっているもの又は兼用のものにあつては、赤色であつてもよい。
- 三 長さ6mを超える自動車に備える側方灯の照明部は、側方灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面並びに側方灯の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方灯の前方向45°の平面及び後方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。
- 四 長さ6m以下の自動車に備える側方灯の照明部は、側方灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面並びに側方灯の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より前方向30°の平面及び後方向30°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。
- 五 側方灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

2 次に掲げる側方灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

- 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方灯
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた側方灯又はこれに準ずる性能を有する側方灯

3 側方灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第35条の2第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

- 一 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方灯は、その照明部の上縁の高さが地上2.1m以下、下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。
- 二 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える側方灯は、その照明部の中心が地上2m以下となるように取り付けられていること。
- 三 長さ6mを超える自動車（第8号に規定する自動車を除く。）に備える側方灯は、その照明部の間隔が3m以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動

車に備える側方灯でその自動車の形状、構造、デザイン及び操作性により側方灯の照明部の間隔が3m以内に取り付けることができないもの（あつては、取り付けることができる4m以内の位置）となるよう取り付けられていること。

四 長さ6mを超える自動車（第8号に規定する自動車を除く。）に備える側方灯は、少なくとも左右それぞれ1個の側方灯が、その照明部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その照明部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以上となるよう取り付けられていること。

五 長さ6mを超える自動車（第8号に規定する自動車を除く。）に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前端から3m以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から3m以内に取り付けることができないもの（あつては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置）となるよう取り付けられていること。

六 長さ6mを超える自動車（第8号に規定する自動車を除く。）に備える側方灯のうち最後部に取り付けられたものの照明部の最後縁は、自動車の後端から1m以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から1m以内に取り付けることができないもの（あつては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置）となるよう取り付けられていること。

七 長さが6m以下の自動車の両側面に備える側方灯は、前部に備える場合（あつてはその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの3分の1以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から3分の1以内に取り付けることができないもの（あつては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置）となるよう、また、後部に備える場合（あつてはその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から3分の1以内に取り付けることができないもの（あつては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置）となるよう前部又は後部に取り付けられていること。

八 長さが6mを超え7m以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満の自動車に限る。）の左右それぞれに備える側方灯は、前部に備える側方灯のその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が3m以内となるよう、かつ、後部に備える側方灯のその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内となるよう取り付けられなければならない。

九 側方灯は、次条第3項第1号の基準に準じたものであること。ただし、方向指示器又は補助方向指示器（以下この条において「方向指示器等」という。）と兼用の側方灯（あつては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と兼用の側方灯が消灯する構造であり、保安基準第41条第3項の規定に基づき前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する側方灯（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。）（あつては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と同時に点滅する構造でなければならぬ。）

- 十 方向指示器等と兼用の側方灯以外の側方灯は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。
- 十一 側方灯の直射光又は反射光は、当該側方灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- 十二 その灯光の色が赤色である側方灯は、前方を照射しないように取り付けられていること。
- 十三 側方灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、同項第3号及び第4号に係る部分を除く。）に掲げる性能（側方灯の照明部の上縁の高さが地上0.75 m未満となるように取り付けられている場合にあつては、同項第3号の基準中「下方10°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量3.5 t以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯（灯光の色が橙色であるものに限る。）が第137条第1項第3号表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあつては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、同項第3号及び第4号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。
- 4 次に掲げる側方灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方灯
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える側方灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方灯又はこれに準ずる性能を有する側方灯
- 5 側方反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第35条の2第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、側方反射器の反射部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。
- 一 側方反射器は、夜間にその側方150 mの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。この場合において、その反射部の大きさが10cm²以上である側方反射器は、この基準に適合するものとする。
- 二 側方反射器の反射部は、文字及び三角形以外の形であること。この場合において、O、I、U 又は8といった単純な形の文字又は数字に類似した形状は、この基準に適合するものとする。
- 三 側方反射器による反射光の色は、橙色であること。ただし、後部に備える側方反射器であつて、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯、後部に備える側方灯又は後部

反射器（被牽引自動車に備える後部反射器であってその形が三角形であるものを除く。）と構造上一体となっているものにあつては、赤色であつてもよい。

四 側方反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。

6 次に掲げる側方反射器であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方反射器

二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた側方反射器又はこれに準ずる性能を有する側方反射器

7 側方反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第35条の2第5項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方反射器は、その反射部の上縁の高さが地上1.5m以下、下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。

二 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方反射器の反射部は、側方反射器の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 10° の平面（側方反射器の反射部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては、下方 5° の平面）並びに側方反射器の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方反射器の前方向 45° の平面及び後方向 45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

三 側方反射器の取付位置は、前2号に規定するほか、第3項第2号から第8号までの基準に準じたものであること。ただし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量が3.5t以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車には、第3項第3号の基準は適用しない。

四 その反射光の色が赤色である側方反射器の反射光は、自動車の後方に照射しないように取り付けられていること。

五 側方反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第5項に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

8 次に掲げる側方反射器であつてその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられ

た側方反射器

- 二 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える側方反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方反射器又はこれに準ずる性能を有する側方反射器

（側方灯及び側方反射器）

第204条 側方灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第35条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、側方灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 側方灯は、夜間側方150mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、光源が3W以上30W以下で照明部の大きさが10cm²以上であり、かつ、その機能が正常である側方灯は、この基準に適合するものとする。

二 側方灯の灯光の色は、^{とう}橙色であること。ただし、後部に備える側方灯であって尾灯、後部上側端灯、後部雾灯、制動灯又は後部反射器と構造上一体となっているもの又は兼用のものにあつては、赤色であつてもよい。

三 長さ6mを超える自動車に備える側方灯の照明部は、側方灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面並びに側方灯の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方灯の前方向45°の平面及び後方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

四 長さ6m以下の自動車に備える側方灯の照明部は、側方灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面並びに側方灯の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より前方向30°の平面及び後方向30°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

五 側方灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

2 次に掲げる側方灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた側方灯又はこれに準ずる性能を有する側方灯

3 側方灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第35条の2第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方灯は、その照明部の上縁の高さが地上2.1m以下、下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。

二 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える側方灯は、その照明部の中心が地上2m以下となるように取り付けられていること。

三 長さ6mを超える自動車（第8号に規定する自動車を除く。）に備える側方灯は、その照明部の間隔が3m以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動

車に備える側方灯でその自動車の形状、構造、デザイン及び操作性により側方灯の照明部の間隔が3m以内に取り付けることができないもの（あつては、取り付けることができる4m以内の位置）となるよう取り付けられていること。

四 長さ6mを超える自動車（第8号に規定する自動車を除く。）に備える側方灯は、少なくとも左右それぞれ1個の側方灯が、その照明部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その照明部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以上となるよう取り付けられていること。

五 長さ6mを超える自動車（第8号に規定する自動車を除く。）に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前端から3m以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から3m以内に取り付けることができないもの（あつては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置）となるよう取り付けられていること。

六 長さ6mを超える自動車（第8号に規定する自動車を除く。）に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものの照明部の最後縁は、自動車の後端から1m以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から1m以内に取り付けることができないもの（あつては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置）となるよう取り付けられていること。

七 長さが6m以下の自動車の両側面に備える側方灯は、前部に備える場合（あつてはその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの3分の1以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から3分の1以内に取り付けることができないもの（あつては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置）となるよう、また、後部に備える場合（あつてはその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から3分の1以内に取り付けることができないもの（あつては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置）となるよう前部又は後部に取り付けられていること。

八 長さが6mを超え7m以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満の自動車に限る。）の左右それぞれに備える側方灯は、前部に備える側方灯のその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が3m以内となるよう、かつ、後部に備える側方灯のその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内となるよう取り付けられなければならない。

九 側方灯は、次条第3項第1号の基準に準じたものであること。ただし、方向指示器又は補助方向指示器（以下この条において「方向指示器等」という。）と兼用の側方灯（あつては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と兼用の側方灯が消灯する構造であり、保安基準第41条第3項の規定に基づき前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する側方灯（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。）（あつては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と同時に点滅する構造でなければ

- 十 方向指示器等と兼用の側方灯以外の側方灯は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。
- 十一 側方灯の直射光又は反射光は、当該側方灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- 十二 その灯光の色が赤色である側方灯は、前方を照射しないように取り付けられていること。
- 十三 側方灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、同項第3号及び第4号に係る部分を除く。）に掲げる性能（側方灯の照明部の上縁の高さが地上0.75 m未満となるように取り付けられている場合にあつては、同項第3号の基準中「下方10°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量3.5 t以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯（灯光の色が橙色であるものに限る。）が第215条第1項第3号表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあつては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、同項第3号及び第4号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。
- 4 次に掲げる側方灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方灯
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える側方灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方灯又はこれに準ずる性能を有する側方灯
- 5 側方反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第35条の2第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、側方反射器の反射部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。
- 一 側方反射器は、夜間にその側方150 mの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。この場合において、その反射部の大きさが10cm²以上である側方反射器は、この基準に適合するものとする。
- 二 側方反射器の反射部は、文字及び三角形以外の形であること。この場合において、O、I、U 又は8といった単純な形の文字又は数字に類似した形状は、この基準に適合するものとする。
- 三 側方反射器による反射光の色は、橙色であること。ただし、後部に備える側方反射器であつて、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯、後部に備える側方灯又は後部

反射器（被牽引自動車に備える後部反射器であってその形が三角形であるものを除く。）と構造上一体となっているものにあつては、赤色であつてもよい。

四 側方反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。

6 次に掲げる側方反射器であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方反射器

二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた側方反射器又はこれに準ずる性能を有する側方反射器

7 側方反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第35条の2第5項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方反射器は、その反射部の上縁の高さが地上1.5m以下、下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。

二 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方反射器の反射部は、側方反射器の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 10° の平面（側方反射器の反射部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては、下方 5° の平面）並びに側方反射器の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方反射器の前方向 45° の平面及び後方向 45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

三 側方反射器の取付位置は、前2号に規定するほか、第3項第2号から第8号までの基準に準じたものであること。ただし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量が3.5t以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車には、第3項第3号の基準は適用しない。

四 その反射光の色が赤色である側方反射器の反射光は、自動車の後方に照射しないように取り付けられていること。

五 側方反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第5項に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

8 次に掲げる側方反射器であつてその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられ

た側方反射器

- 二 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える側方反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方反射器又はこれに準ずる性能を有する側方反射器